

1. 商 品 名	MG保証付住宅ローンプラス (変動金利型・固定金利選択型)
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員または会員の資格を有する方。 ・申込時年齢が満20歳以上満66歳未満の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方。（加入する団体信用生命保険の種類により異なります） ・会社員、公務員の方は同一勤務先に1年以上勤務、法人役員、自営業者の方は営業年数1年以上の方。 ・安定継続した収入があり、かつ申込人本人の前年の年収が200万円以上ある方。 ・団体信用生命保険に加入できる方。 ・MG保証枠の保証を受けられる方。
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・居住用物件の取得資金（土地のみ購入も含む） ・建物増改築・リフォーム資金 ・既往住宅ローンの借換え資金 ・健全な個人消費資金（他金融機関借換資金、車購入資金等）を資金使途に含めることができる。ただし、500万円以内で住宅ローン資金の50パーセント以内を上限とする。 <p>※保証料や登記費用、事務取扱手数料など、上記に係る付帯費用を含みます。対象となる付帯費用の詳細は、当金庫の本支店にお問い合わせください。</p> <p>※「住宅資金」と「住宅資金以外」の2本立てでのお借入れとなります。</p>
4. ご融資金額	・1億円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	・40年以内
6. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型 適用金利は、当金庫短期プライムレート及び市場金利等を指標とした当金庫独自の「住宅ローン最優遇貸出金利」とします。お借り入れ後の金利につきましては、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローン最優遇金利を基準として、年2回見直しを行います。金利の変更がある場合は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日より適用となります。（ボーナス返済併用の場合は、それぞれ6月、12月以降最初に到来するボーナス約定返済日の翌日から適用されます。） なお、「変動金利」から「固定金利」への変更も自由にできますが、所定の手続が必要となります。 ・固定金利選択型 お借り入れ時に「固定金利」「変動金利」のどちらでもお選びいただけます。 (変動金利を選択した場合) 適用金利は、当金庫短期プライムレート及び市場金利等を指標とした当金庫独自の「住宅ローン最優遇貸出金利」とします。お借入れ後の金利につきましては、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローン最優遇金利を基準として、年2回見直しを行います。金利の変更がある場合は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日より適用となります。（ボーナス返済併用の場合は、それぞれ6月、12月以降最初に到来するボーナス返済日の翌日から適用されます。） なお、「変動金利」から「固定金利」への変更も自由にできますが、所定の手続が必要となります。 (固定金利を選択した場合) 適用金利は、当金庫の「住宅ローン最優遇貸出金利」や市場金利を指標とした、当金庫独自の「固定金利選択型住宅ローン特約期間別約定金利」とします。なお、新規お借入時の「固定金利選択型住宅ローン特約期間別約定金利」は毎月見直します。 固定金利期間は3年・5年・10年・20年・35年のいずれかから選択できます。ただし、20年35年は初回借入れ時のみ選択できます。 また、「固定金利」の特約期間中は「変動金利」に変更できません。選択した固定金利適用期間終了時には、所定の手続により再度固定金利を選択することが

	<p>できます。ただし、再選択時は20年と35年は選択できません。また、選択のお申し出が無かった場合は、「変動金利」となります。なお、適用金利は更新時の金利と当初の金利では異なる場合があります。</p>
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元利均等返済とし、6カ月毎のボーナス月増額返済も融資額の50%を限度にご利用いただけます。 「変動金利」を選択した場合、利率に変動があった場合でも返済額の中の元本分と利息の割合を調整し、5年間は返済額を変更いたしません。返済額の見直しは5年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。そのため、当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> MG保証㈱の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。 「住宅資金」と「住宅資金以外」の2本立てでのお借入れとなり、融資対象物件に対して当金庫が第一順位、第二順位の抵当権設定をさせていただきます。担保提供者は、年収合算者となる場合を除き、連帯保証人・連帯債務者となることを条件と致しません。 建物を担保とする場合の火災保険の付保、及び保険金請求権に対して当金庫を質権者とする質権の設定は借地上の建物が担保となる場合を除き、条件と致しません。
9. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> 事務手数料 110,000円（消費税込み） ※「住宅資金」と「住宅資金以外」の2件分 20年35年固定金利を選択された場合、事務手数料の他に超長期固定金利選択手数料として22,000円（消費税込み）を、お支払いいただきます。 条件変更、一部繰上返済手数料として一回につき5,500円（消費税込み）をお支払いいただきます。 融資実行後お客様のご都合により繰り上げて完済される場合、期限前完済手数料として5,500円（消費税込み）をお支払いいただきます。 固定金利選択型の場合、固定金利の再選択手数料として5,500円（消費税込み）をお支払いいただきます。 固定金利特約期間中の金利方式の変更等、金利条件を変更される場合、55,000円（消費税込み）をお支払いいただきます。
10. 保証料	<p>保証料一括前払で、お借入れ時に一括してお支払いいただきます。 ※適用する保証料は保証会社の審査により決定されます。詳細は当金庫の本支店にてご確認ください。</p> <p>【お借入金額1000万円、お借入期間35年、元利均等返済でお借入された場合】 298,250円～1,491,220円</p>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-31-3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出いただくことも可能です。 上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、②第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、③第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管</p>

	調停) があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> • お申し込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • 現在のご融資利率やご返済の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問合わせください。 <p><民事再生時の住宅資金特別条項の適用について></p> <ul style="list-style-type: none"> • 資金使途に住宅資金以外のお借入れが含まれるため、民事再生手続き時の住宅資金特別条項が原則適用されません。よって、返済が滞った場合など抵当権が執行された際には所有する住宅が競売にかけられるなど住宅を手放さなければならない可能性があります。